

## 貯水槽水道及び飲用井戸等に係る衛生管理状況について

### 1. 調査内容

#### (1) 簡易専用水道の衛生管理状況

水道法第34条の2で定められている簡易専用水道の管理の検査の受検状況、検査事項の不適合状況等について調査を行った。

#### (2) 小規模貯水槽水道の衛生管理状況

小規模貯水槽水道（貯水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>以下のもの）について、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の条例・要綱等の制定状況、施設数並びに検査実施状況等の調査を行った。

#### (3) 飲用井戸等の衛生管理状況

水道法の規制を受けない水道であって、人の飲用に用いられているものについて、厚生労働省では、飲用井戸等衛生対策要領（昭和62年1月29日付衛水第12号、平成16年1月22日最終改正、平成25年4月1日改正予定）において都道府県等に対して適正管理について通知している。また、条例、要綱等を制定する都道府県等についてはそれぞれの例規に基づき指導がなされている。条例・要綱等の制定状況、飲用井戸等の水質検査結果等について調査を行った。

### 2. 調査方法及び時期

都道府県等の水道担当部局に対し簡易専用水道、小規模貯水槽水道及び飲用井戸について、平成23年度の衛生管理状況の調査を実施した。

平成23年度の簡易専用水道の検査実績については、都道府県等から収集した簡易専用水道検査機関（地方公共団体の機関及び登録検査機関）による検査実績をもとに集計した。

### 3. 調査結果

#### (1) 簡易専用水道

簡易専用水道の定期検査の実施施設数及び検査における指摘事項は表1-1、1-2に示すとおりである。また、特に衛生上問題があつたために報告された施設についての指摘事項は表1-3、行政による立入検査数は表1-4、都道府県、保健所設置市、特別区別の施設設置状況、検査実施状況等は表1-5、全国の施設数及び受検率の経年変化は図1-1のとおりである。

表1-1 簡易専用水道の設置状況及び検査実施状況

	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23
検査対象施設数	211,252	212,573	212,462	211,720	210,848
検査実施施設数	165,534	170,064	167,926	169,037	167,398
受検率	78.4%	80.0%	79.0%	79.8%	79.4%

注)

- 各都道府県、保健所設置市、特別区毎の受検率は表1-5参照

表1-2 簡易専用水道の検査における不適合内容の推移

		平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
検査指摘施設数		55,542	59,092	46,452	46,088	42,335
検査指摘率		32.4%	34.7%	27.7%	27.3%	25.3%
施設の外観検査	水槽の周囲の状態	15.7%	12.0%	13.5%	13.4%	14.6%
	受水槽本体の状態	16.0%	14.3%	16.9%	17.5%	19.9%
	受水槽上部の状態	8.6%	7.0%	8.2%	8.2%	9.3%
	受水槽内部の状態	11.9%	10.4%	12.3%	12.6%	13.5%
	マンホールの状態	21.2%	17.1%	19.5%	20.5%	22.5%
	オーバーフロー管の状態	9.7%	7.9%	8.8%	8.3%	8.8%
	通気管の状態	12.8%	10.7%	11.9%	12.3%	12.8%
	水抜き管の状態	8.4%	8.4%	10.0%	9.2%	9.6%
	高置水槽本体の状態	10.0%	8.0%	9.8%	8.9%	9.5%
	高置水槽上部の状態	2.2%	1.8%	2.3%	1.9%	2.3%
	高置水槽内部の状態	8.4%	7.3%	8.8%	8.7%	9.3%
	マンホールの状態	16.3%	12.8%	15.6%	15.0%	16.3%
	オーバーフロー管の状態	6.4%	5.4%	6.1%	5.5%	6.0%
	通気管の状態	15.9%	13.4%	14.6%	13.9%	14.4%
	水抜き管の状態	1.9%	2.1%	2.4%	2.1%	2.1%
	他 給水管等の状態	1.4%	1.3%	1.4%	2.0%	1.5%
水質検査	臭気	0.01%	0.01%	0.006%	0.03%	0.01%
	味	0.03%	0.004%	0.01%	0.02%	0.02%
	色	0.03%	0.03%	0.03%	0.02%	0.01%
	色度	0.05%	0.04%	0.06%	0.04%	0.05%
	濁度(濁りを含む)	0.04%	0.07%	0.09%	0.03%	0.04%
	残留塩素	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.6%
書類の整備保存の状況		29.7%	25.5%	30.3%	33.1%	34.9%

注)

※1：検査指摘施設数は、検査機関から上記23項目についての指摘を受けた施設数

※2：検査指摘率は、検査実施施設数に対する検査指摘施設数の割合

・ 検査項目別の指摘率は、検査指摘施設数に対する割合（複数回答あり）

表1-3-1 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容の推移

		平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
報告施設数		668	693	686	755	878
報告率		0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%
施設の外観検査	水槽の周囲の状態	10.9%	6.6%	13.0%	7.3%	6.0%
	受水槽本体の状態	24.0%	23.4%	29.6%	33.0%	28.2%
	受水槽上部の状態	7.8%	5.2%	9.8%	6.0%	5.0%
	受水槽内部の状態	17.2%	12.6%	18.2%	22.3%	15.5%
	マンホールの状態	17.7%	13.3%	19.8%	14.7%	18.5%
	オーバーフロー管の状態	8.8%	4.2%	7.7%	3.8%	4.1%
	通気管の状態	11.2%	7.5%	11.4%	6.5%	7.9%
	水抜き管の状態	5.8%	2.5%	5.7%	2.3%	6.6%
水質検査	高置水槽本体の状態	15.4%	14.9%	16.5%	18.7%	15.3%
	高置水槽上部の状態	3.1%	2.3%	3.9%	2.4%	2.2%
	高置水槽内部の状態	10.8%	9.5%	10.5%	8.9%	8.7%
	マンホールの状態	19.5%	12.1%	17.2%	15.2%	13.7%
	オーバーフロー管の状態	11.8%	4.9%	9.3%	5.4%	3.9%
	通気管の状態	15.7%	14.9%	16.6%	11.7%	9.1%
	水抜き管の状態	3.6%	1.6%	5.5%	2.4%	1.7%
	給水管等の状態	8.2%	8.2%	3.8%	4.4%	2.7%
書類の整備保存の状況		19.2%	8.5%	14.0%	11.7%	12.3%

注)

※1：報告施設数は、平成15年7月23日付厚生労働省告示第262号の規定に基づき、特に衛生上問題があると認められたため、設置者から行政庁へ報告の措置が行われた(代行報告等を含む)施設数である。

※2：報告率は、検査実施施設数に対する衛生上問題があるとして報告(通報)された施設数の割合である。  
・ 検査項目別の報告率は、報告施設数に対する割合(複数回答あり)

表1-3-2 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容

	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
報告施設数	668	693	686	755	878
報告率	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%
内訳	汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合	6.3%	8.7%	3.2%	3.9% 24.8%
	水槽内に動物等の死骸がある場合	3.6%	2.7%	5.1%	6.0% 3.8%
	給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合	28.0%	32.0%	31.2%	26.6% 14.8%
	水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がりっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合	6.3%	4.5%	4.8%	3.8% 4.2%
	マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合	50.0%	46.8%	45.9%	50.5% 50.2%
	その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合	25.3%	18.0%	9.8%	14.3% 11.2%

注)

- ※1： 報告施設数は、平成15年7月23日付厚生労働省告示第262号の規定に基づき、特に衛生上問題があると認められたため、設置者から行政庁へ報告の措置が行われた(代行報告等を含む)施設数である。
- ※2： 報告率は、検査実施施設数に対する衛生上問題があるとして報告(通報)された施設数の割合である。  
・内訳別の報告率は、報告施設数に対する割合(複数回答あり)

表1-4 簡易専用水道における行政立入検査・指導数(平成23年度)

	立入検査件数	改善指導件数		
		口頭指導	文書指導	改善命令
都道府県	4,307	1,260	363	6
保健所設置市	5,695	2,142	1,511	0
特別区	164	98	102	0
合計	10,166	3,500	1,976	6

表1-5 簡易専用水道の設置状況及び検査(平成23年度)

(都道府県) 保健所設置市、特別区を除く

	検査対象 施設数	把握検査実施 施設数*	把握受検率* (%)
北海道	2,765	1,527	55.2
青森	864	829	95.9
岩手	1,107	821	74.2
宮城	1,628	1,024	62.9
秋田	615	567	92.2
山形	1,231	562	45.7
福島	1,779	1,255	70.5
茨城	3,515	2,700	76.8
栃木	1,997	1,174	58.8
群馬	1,741	1,131	65.0
埼玉	10,541	7,013	66.5
千葉	5,455	4,835	88.6
東京	7,474	6,616	88.5
神奈川	4,170	3,773	90.5
新潟	1,821	1,378	75.7
富山	562	449	79.9
石川	619	453	73.2
福井	729	562	77.1
山梨	1,520	1,062	69.9
長野	2,177	1,260	57.9
岐阜	1,318	1,278	97.0
静岡	4,222	2,779	65.8
愛知	4,616	4,239	91.8
三重	1,758	1,229	69.9
滋賀	1,770	1,284	72.5
京都	1,794	1,304	72.7
大阪	6,596	5,113	77.5
兵庫	4,362	3,870	88.7
奈良	1,271	1,143	89.9
和歌山	524	505	96.4
鳥取	849	790	93.1
島根	927	752	81.1
岡山	529	480	90.7
広島	1,466	1,220	83.2
山口	1,209	808	66.8
徳島	1,110	684	61.6
香川	763	600	78.6
愛媛	1,392	647	46.5
高知	294	282	95.9
福岡	1,502	1,379	91.8
佐賀	1,279	1,056	82.6
長崎	577	484	83.9
熊本	476	446	93.7
大分	599	552	92.2
宮崎	527	343	65.1
鹿児島	870	857	98.5
沖縄	2,854	2,740	96.0
合計	97,764	75,855	77.6

本表は、保健所の設置市、特別区を除いた

各都道府県の検査実績を示す。

※ 把握検査実施施設数及び把握受検率は、都道府県等が把握している検査を実施した施設数によるものであり、簡易専用水道検査機関による検査実績の報告により都道府県等が把握している施設以外に検査を受検している施設が存在する場合がある。

(保健所設置市)

	検査対象 施設数	把握検査実施 施設数*	把握受検率* (%)
札幌市	3,619	2,989	82.6
小樽市	237	215	90.7
函館市	484	335	69.2
旭川市	449	354	78.8!
青森市	462	374	81.0
盛岡市	819	542	66.2
仙台市	4,110	2,908	70.8
秋田市	523	458	87.6
郡山市	749	539	72.0
いわき市	455	375	82.4
宇都宮市	1,251	802	64.1
前橋市	759	405	53.4
高崎市	501	377	75.2
さいたま市	2,946	2,026	68.8
川越市	803	583	72.6
千葉市	1,633	1,403	85.9
船橋市	1,130	871	77.1
柏市	563	466	82.8
八王子市	771	512	66.4
町田市	534	475	89.0
横浜市	8,408	7,130	84.8
川崎市	3,461	2,969	85.8
横須賀市	606	410	67.7
藤沢市	917	615	67.1
相模原市	1,115	1,058	94.9
新潟市	1,530	1,393	91.0
富山市	458	416	90.8
金沢市	922	922	100.0
長野市	445	304	68.3
岐阜市	398	389	97.7
静岡市	1,355	1,233	91.0
浜松市	1,112	994	89.4
名古屋市	5,584	4,830	86.5
豊橋市	566	394	69.6
豊田市	606	428	70.6
岡崎市	579	383	66.1
四日市市	244	210	86.1
大津市	696	525	75.4
京都市	3,717	3,347	90.0
大阪市	7,999	6,326	79.1
堺市	1,235	1,049	84.9
東大阪市	842	702	83.4
高槻市	307	261	85.0
神戸市	2,739	2,270	82.9
尼崎市	937	771	82.3
西宮市	1,340	1,168	87.2
姫路市	1,166	1,127	96.7
奈良市	634	566	89.3
和歌山市	679	589	86.7
岡山市	1,172	1,062	90.6
倉敷市	442	442	100.0
広島市	2,709	2,477	91.4
呉市	436	327	75.0
福山市	676	491	72.6
下関市	507	326	64.3
高松市	859	867	100.9
松山市	1,089	568	52.2
高知市	495	480	97.0
福岡市	4,621	4,108	88.9
久留米市	370	257	69.5
北九州市	2,833	1,930	68.1
大牟田市	128	125	97.7
長崎市	803	620	77.2
佐世保市	461	287	62.3
熊本市	1135	952	83.9
大分市	796	742	93.2
宮崎市	478	462	96.7
鹿児島市	928	891	96.0
合計	94,333	77,202	81.8

## (特別区)

	検査対象 施設数	把握検査実施 施設数*	把握受検率*
			(%)
千代田区	1,335	1,107	82.9
中央区	1,740	1,013	58.2
港区	1,486	1,348	90.7
新宿区	1,537	726	47.2
文京区	568	477	84.0
台東区	541	471	87.1
墨田区	530	333	62.8
江東区	1,088	891	81.9
品川区	966	667	69.0
目黒区	442	381	86.2
大田区	964	895	92.8
世田谷区	1,083	1,001	92.4
渋谷区	988	809	81.9
中野区	464	281	60.6
杉並区	490	40	8.2
豊島区	730	595	81.5
北区	544	525	96.5
荒川区	347	319	91.9
板橋区	992	836	84.3
練馬区	921	766	83.2
足立区	995	860	86.4
合計	18,751	14,341	76.5

## (合計)

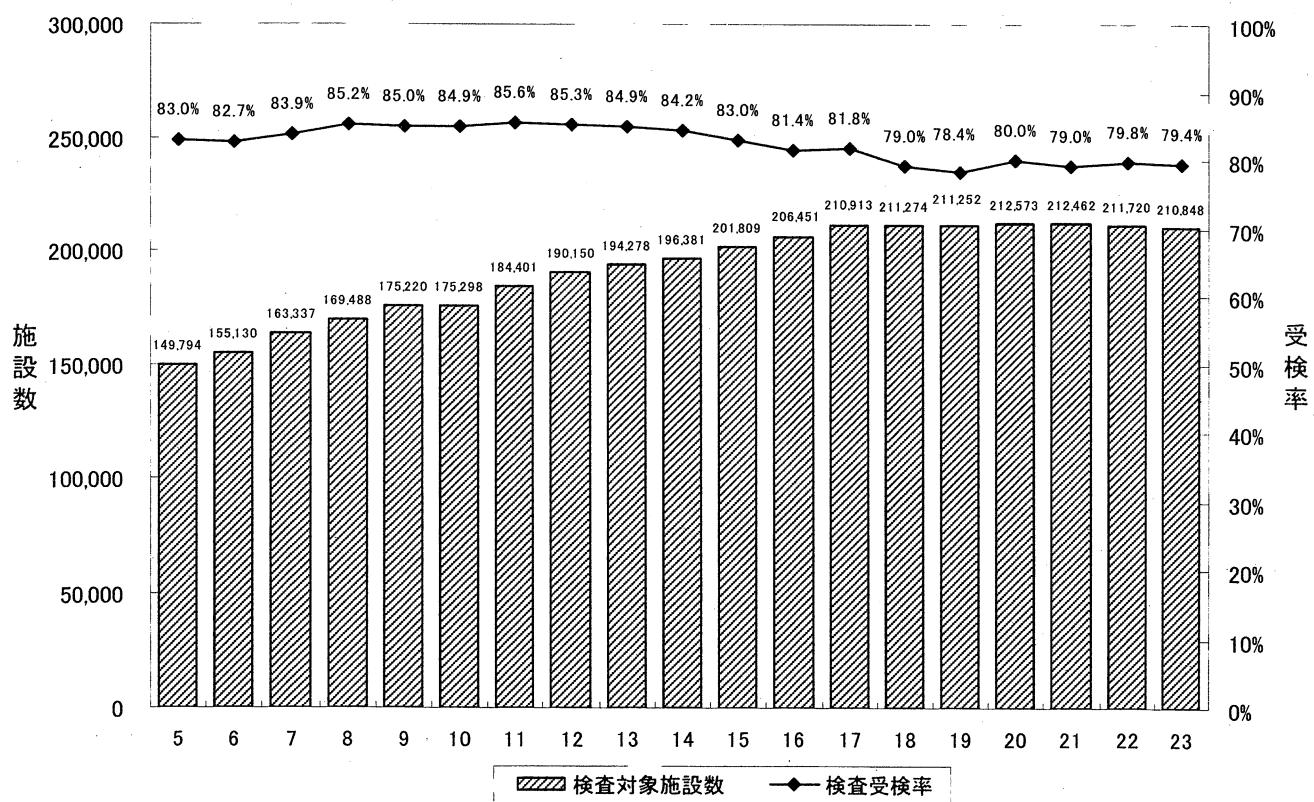
	検査対象 施設数	把握検査実施 施設数*	把握受検率*
都道府県	97,764	75,855	77.6
保健所 設置 市	94,333	77,202	81.8
特別区	18,751	14,341	76.5
合計	210,848	167,398	79.4
平成 22 年度	211,720	169,037	79.8

※特別区内のビル管理法の適用のある簡易

専用水道の一部(延べ面積 10,000m<sup>2</sup>以上)

については、東京都分として計上した。

※ 把握検査実施施設数及び把握受検率は、都道府県等が把握している検査を実施した施設数によるものであり、簡易専用水道検査機関による検査実績の報告により都道府県等が把握している施設以外に検査を受検している施設が存在する場合がある。



※ 平成 20 年度までの検査対象施設数及び検査受検率については、都道府県等が把握している検査を実施した施設数及び簡易専用水道検査機関から収集した検査実績をもとに厚生労働省で集計した。平成 21 年度以降の検査対象施設数及び検査受検率については、都道府県等の取組を明確にするため、都道府県等が把握している検査を実施した施設数を集計している。

図1-1 簡易専用水道の検査対象施設数、検査受検率経年変化

## (2) 小規模貯水槽水道

小規模貯水槽水道については、都道府県等において条例、要綱等による受検指導等が実施されている。実施された検査の状況について、都道府県等より報告のあったものを表2-1、2-2に示す。また、小規模貯水槽水道に係る条例、要綱等の制定状況は表2-3のとおりである。

表2-1 小規模貯水槽水道の設置状況及び検査実施状況

	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
検査対象施設数	883,329	907,843	912,984	882,909	863,532
検査実施施設数	23,316	23,463	27,280	28,541	25,831
受検率	2.6%	2.6%	3.0%	3.2%	3.0%

表2-2 小規模貯水槽水道の検査における不適合内容の推移

		平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
検査指摘施設数		8,023	7,298	9,436	9,158	8,409
検査指摘率		36.7%	31.1%	34.6%	32.1%	32.6%
施設の外観検査	水槽の周囲の状態	14.0%	11.1%	14.1%	9.7%	10.9%
	受水槽本体の状態	9.8%	10.9%	10.6%	10.5%	11.1%
	受水槽上部の状態	5.1%	4.8%	5.1%	5.2%	5.0%
	受水槽内部の状態	20.5%	12.4%	16.4%	18.2%	21.6%
	マンホールの状態	25.1%	21.7%	22.4%	22.0%	25.9%
	オーバーフロー管の状態	14.6%	12.8%	13.0%	12.8%	14.7%
	通気管の状態	12.3%	12.6%	10.5%	10.8%	11.1%
水槽	水抜き管の状態	9.1%	10.7%	10.9%	10.3%	10.8%
	高置水槽本体の状態	1.7%	7.0%	5.8%	5.3%	6.6%
	高置水槽上部の状態	3.5%	1.8%	1.7%	1.3%	1.6%
	高置水槽内部の状態	15.7%	9.6%	10.0%	10.6%	9.4%
	マンホールの状態	21.0%	19.6%	17.0%	16.2%	15.6%
	オーバーフロー管の状態	8.9%	8.8%	8.6%	7.7%	7.2%
	通気管の状態	12.4%	13.9%	11.1%	10.6%	10.7%
水質検査	水抜き管の状態	3.5%	4.0%	2.8%	2.4%	3.1%
	他 給水管等の状態	0.9%	1.7%	1.2%	1.2%	1.0%
	臭気	0.04%	0.03%	0.06%	0.04%	0.05%
	味	0.04%	0.01%	0.03%	0.02%	0.06%
	色	0.06%	0.07%	0.1%	0.07%	0.06%
	色度	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%
	濁度(濁りを含む)	0.1%	0.2%	0.13%	0.2%	0.1%
書類の整備保存の状況		30.7%	37.0%	37.8%	35.1%	36.8%

注)

- ・上表の検査指摘施設数は、検査機関から上記23項目についての指摘を受けた施設である。
- ・検査項目別の指摘率は検査指摘施設数に対する割合（複数回答あり）

表2-3 小規模貯水槽水道に係る条例・要綱等制定状況 (平成24年7月現在)

都道府県	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H1.5.1	全施設
青森県	要領	S62.8.21	5m3超
岩手県	要領	H15.3.31	全施設
宮城县	条例	S50.7.1	5m3超
秋田県	要領	S62.4.1	全施設
山形県	要領	H3.11.20	全施設
	条例		全施設
福島県	条例	S54.10.1	5m3超
	要領	H1.10.1	全施設
茨城県	条例	S56.4.1	5m3超
栃木県	要領	H1.6.5	全施設
群馬県	要領	H23.4.1	全施設
埼玉県			
千葉県	条例	S55.5.1	50人以上
東京都	条例	H15.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
神奈川県	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
新潟県	要綱	H14.10.18	全施設
富山县	条例	H15.4.1	全施設
石川県	要領	H21.4.1	全施設
	その他	H21.4.1	全施設
福井県	要領	S63.4.1	全施設
山梨県	要領	H18.4.1	全施設
長野県	要綱	S61.8.29	全施設
岐阜県			
静岡県	(要綱)		要綱等あり
愛知県	要領	S62.4.1	全施設
	要領	H3.4.1	全施設
三重県	条例	S41.7.5	50人以上
滋賀県	要領	H17.4.1	全施設
京都府	要領	H7.7.26	全施設
大阪府	要領	H3.6.1	全施設
兵庫県	要領	H23.4.1	全施設
奈良県			
和歌山县	要領	H19.7.20	全施設
	条例		全施設
鳥取県	その他	H15.3.25	全施設
	条例	H17.3.31	全施設
	条例	H10.12.16	全施設
	条例	S45.7.1	全施設
島根県			
岡山県	要領	H15.4.1	全施設
広島県	要領	H24.4.1	全施設
山口県	条例		全施設
	要綱		全施設
	要領		全施設
徳島県	要領	S63.4.1	全施設
香川県	要領	S63.7.16	全施設
愛媛県	条例		全施設
	その他		全施設
高知県	要領	H24.7.12	全施設
福岡県	要領	S63.4.1	全施設
佐賀県			
長崎県	条例	H15.4.1	全施設
熊本県			
大分県	要綱	S60.4.1	全施設
宮崎県	要領	H19.4.1	全施設
鹿児島県	要領	H18.4.1	全施設
沖縄県	要領	S60.6.27	全施設

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
札幌市	要綱	H7.10.1	全施設
小樽市	要領	H11.1.20	全施設
函館市	要綱	H1.5.1	全施設
旭川市	要領	H18.4.1	全施設
青森市	要領	H19.10.1	5m3超
	条例	H15.4.1	全施設
盛岡市	その他	H15.4.1	全施設
	条例	H15.4.1	全施設
仙台市	要綱	H12.4.1	5m3以下
	条例	S50.7.1	5m3超
秋田市	要領	H10.4.1	全施設
郡山市	条例	H9.4.1	5m3超
いわき市	条例	H11.4.1	5m3超
	条例	S44.10.17	全施設
宇都宮市	要綱	H20.5.20	全施設
前橋市			
高崎市	条例	S36.4.1	全施設
さいたま市	要領	H21.5.1	全施設
川越市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H16.3.31	全施設
千葉市	要領	H12.6.1	全施設
船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
柏本市	条例	H20.4.1	50人以上
八王子市	条例	H19.3.28	全施設
町田市	条例	H23.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
横浜市	条例	H3.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H18.12.22	"
川崎市	条例	H7.7.31	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	S63.12.8	"
横須賀市	条例	H8.3.27	全施設
藤沢市	条例	H18.4.1	全施設
相模原市	条例	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H19.4.1	全施設
新潟市	要綱	H15.4.1	全施設
富山市			
金沢市	要領	H16.4.1	全施設
	条例	H15.4.1	全施設
長野市	要綱	H11.4.1	全施設
岐阜市	要綱	H6.3.9	全施設
静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
浜松市	要領	H15.4.1	全施設
名古屋市	要綱	S52.1.1	全施設
豊橋市	要領	H24.4.1	全施設
豊田市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H16.2.12	全施設
岡崎市	要領	H18.9.4	全施設
四日市市	要領	H16.4.1	全施設
大津市	条例	H14.12.20	全施設
	要綱	H21.4.1	全施設
京都府	要領	H2.10.29	全施設
大阪市	要綱	S60.4.1	全施設
堺市	要綱	H6.4.1	全施設
東大阪市	要領	H3.6.1	全施設
	条例	S42.2.1	全施設
高槻市	要領	H15.4.1	全施設
神戸市	要綱	H19.4.1	全施設

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
尼崎市	要綱	S60.10.15	全施設
西宮市	要綱	H14.11.22	全施設
姫路市	要綱	H15.4.1	全施設
奈良市	条例	H15.4.1	全施設
和歌山市			
岡山市	要領	H15.4.1	全施設
倉敷市	要領	H13.11.29	全施設
広島市	要領	H22.3.19	全施設
呉市	要綱	S62.4.1	全施設
福山市	要領	H10.4.1	全施設
下関市	条例	H17.2.13	全施設
高松市	要綱	H11.12.1	全施設
	条例	H24.12.24	全施設
松山市	要領	H17.4.1	全施設
高知市	要綱	H16.7.1	全施設
	要綱	H10.4.1	全施設
福岡市	要領	S64.1.1	全施設
久留米市	要綱	H24.6.1	全施設
北九州市	要領	H15.4.1	全施設
大牟田市	要領	H11.4.1	全施設
長崎市	要綱	H15.4.1	全施設
佐世保市			
熊本市	要綱	H5.7.1	全施設
大分市	要綱	H15.4.1	全施設
宮崎市	要領	H17.4.1	全施設
鹿児島市	条例		全施設

特別区	種類	施行日	対象施設
千代田区	要綱	S59.6.1	全施設
中央区	要綱	S59.7.1	全施設
港区	要綱	H6.4.1	全施設
新宿区	要綱	S59.4.1	全施設
文京区	要綱	S59.3.31	全施設
台東区	要綱	S59.6.1	全施設
墨田区	要綱	S60.4.1	全施設
江東区	要綱	S60.5.24	全施設
品川区	要綱	S60.4.1	全施設
目黒区	要綱	S59.5.1	全施設
	要綱	H8.7.1	延べ面積500m <sup>2</sup> 以上
	要領	S59.5.1	全施設
大田区	要綱	S52.4.1	全施設
世田谷区	要綱	H10.2.1	全施設
渋谷区	要綱	H5.6.1	全施設
	要領	H5.6.1	全施設
中野区	要綱	S61.10.30	全施設
杉並区	要綱	S59.6.1	全施設
	要領	S59.6.2	全施設
豊島区	要綱	S59.4.1	全施設
北区	要綱	S59.7.1	全施設
荒川区	要綱	S60.5.1	全施設
	要領	S60.5.1	全施設
板橋区	要綱	S55.9.30	全施設
練馬区	要綱	S55.9.1	全施設
足立区	要綱	S59.5.1	全施設
	要領	H10.11.4	全施設

## ○ その他貯水槽水道の管理に係る集計結果

貯水槽水道全体の規模別施設数、受検施設数、不適合施設数などの全国計は表2-4のとおりである。また、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の検査において指摘された不適合の区分別割合を図2-1、2-2に示す。

表2-4 貯水槽水道衛生管理状況一覧表(平成23年度全国計)

		施設数	検査実施 施設数	受検率	検査指摘 施設数	検査 指摘率	未改善 施設数	是正 未確認 施設数
小規模 貯水槽 水道	全体計*	863,532	25,831	3.0%	8,409	32.6%	1,066	3,167
	5m <sup>3</sup> <V≤10m <sup>3</sup>	150,013	13,892	9.3%	4,414	31.8%	562	1,243
	0m <sup>3</sup> <V≤5m <sup>3</sup>	606,579	6,832	1.1%	2,946	43.1%	504	1,703
	全体計*	210,848	167,398	79.4%	42,335	25.3%	4,627	12,025
	100m <sup>3</sup> <V	7,641	5,730	75.0%	1,017	17.7%	173	379
	80m <sup>3</sup> <V≤100m <sup>3</sup>	5,141	3,979	77.4%	830	20.9%	117	297
	60m <sup>3</sup> <V≤80m <sup>3</sup>	7,643	6,166	80.7%	1,313	21.3%	194	466
	40m <sup>3</sup> <V≤60m <sup>3</sup>	19,265	15,389	79.9%	3,662	23.8%	453	1,149
簡易専 用水道	20m <sup>3</sup> <V≤40m <sup>3</sup>	63,075	50,627	80.3%	13,152	26.0%	1,520	3,859
	10m <sup>3</sup> <V≤20m <sup>3</sup>	91,077	65,051	72.5%	19,187	29.0%	2,170	5,816

注)

\*「全体計」には容量を把握していない施設数も含まれるため、容量毎の施設数の合計と全体計は一致しない。

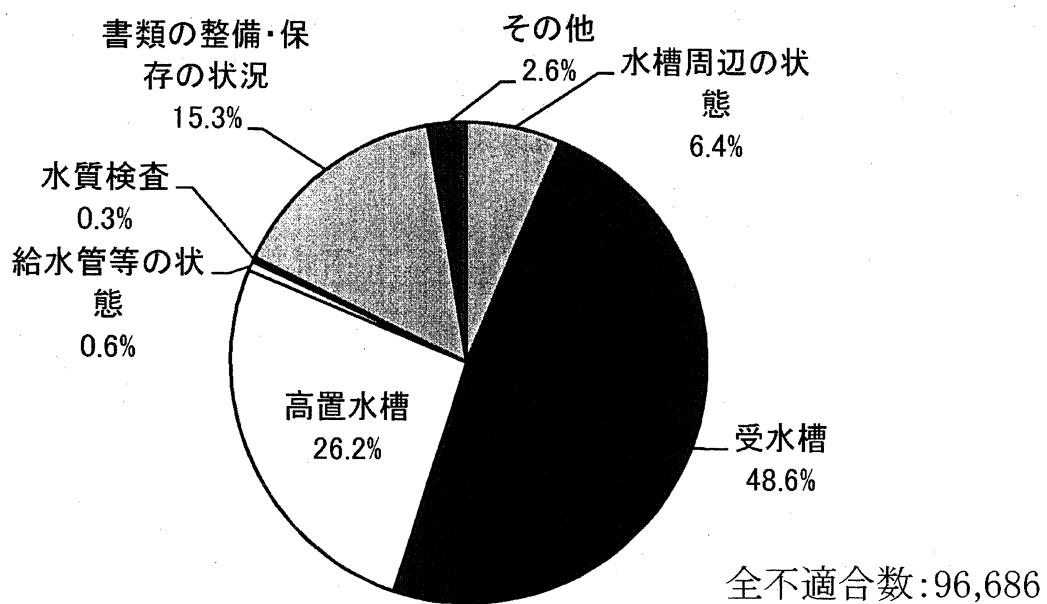


図2-1 簡易専用水道の不適合項目区分別割合(平成23年度)

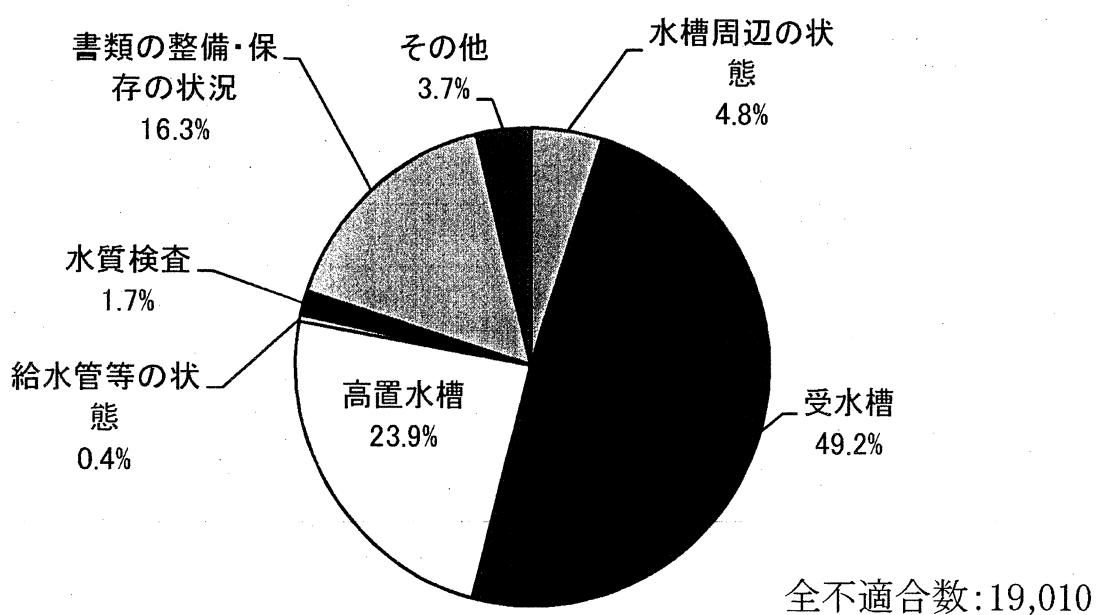


図2-2 小規模貯水槽水道の不適合項目区分別割合(平成23年度)

注)

- 図2-1は表1-2、図2-2は表2-2に示す指摘件数を区別別に集計し、その総計に対する百分率である。
- その他とは、地方公共団体の機関及び登録検査機関が独自に規定した検査項目である。

### (3)飲用井戸等に係る衛生管理状況

各水質基準項目の水質検査状況並びに水質基準超過井戸の対応状況は、表3-1から3-6、図3-1から3-2のとおりである。また、条例等による規制別飲用井戸水質検査実施状況は表3-7、都道府県等が実施した設置者への啓発・指導等の実施状況は表3-8、飲用井戸等に係る条例、要綱等の制定状況は表3-9のとおりである。

#### ①一般項目水質検査状況

表3-1 一般項目<sup>\*1</sup>に係る水質検査状況(平成23年度)

	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
検査井戸数 <sup>*2</sup>	56,831	46,469	38,990	40,265	41,825
基準超過井戸数(超過率 <sup>*3</sup> )	12,815 (22.5%)	10,378 (22.3%)	8,278 (21.2%)	6,614 (16.4%)	7,018 (17.8%)
一般細菌	7,239 (13.3%)	5,851 (12.6%)	4,865 (12.5%)	5,006 (12.4%)	5,135 (13.0%)
大腸菌(群)	3,001 (5.5%)	3,123 (6.7%)	2,515 (6.5%)	2,573 (6.4%)	2,105 (5.3%)
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	2,472 (4.8%)	1,616 (3.5%)	1,458 (3.7%)	1,493 (3.7%)	1,723 (4.4%)
その他項目 <sup>*1</sup>	6,780 (8.1%)	5,999 (12.9%)	5,540 (14.2%)	5,397 (13.4%)	4,488 (11.4%)

表3-2 一般項目の水質基準超過井戸の対応状況(平成23年度)

年 度	対 応 状 況 <sup>*4</sup>									
	専 用 井 戸 <sup>*5</sup>					併 用 井 戸 <sup>*5</sup>				
	水道加入	煮沸	消毒	その他	計	飲用中止	煮沸	消毒	その他	計
平成18	208	459	539	446	1,652	1,162	241	55	298	1,756
平成19	221	1,104	751	188	2,264	1,091	233	270	103	1,697
平成20	187	346	172	298	1,003	742	192	45	60	1,039
平成21	154	446	100	316	1,016	557	135	24	70	786
平成22	156	283	67	317	823	489	114	34	69	706
平成23	84	649	57	183	973	855	285	35	120	1,295

注)

※1:一般項目とは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に規定する水道水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌(群)、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、その他項目（塩化物イオン、有機物等、pH値、味、臭気、色度及び濁度）をいう。

※2:検査井戸数とは、原則として一般項目のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。

※3:超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。

※4:基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況（飲用指導など）が確認された井戸の数を計上している。

※5:専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点では水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。

・各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

## ② トリクロロエチレン等項目の水質検査状況

表3-3 トリクロロエチレン等<sup>\*1</sup>の水質基準超過状況(平成23年度)

	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
検査井戸数 <sup>*2</sup>	4,867	4,697	5,564	5,305	5,235
基準超過井戸数(超過率 <sup>*3</sup> )	177 (3.6%)	167 (3.6%)	188 (3.7%)	180 (3.4%)	122 (2.3%)
四塩化炭素	3 (0.1%)	4 (0.1%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,4-ジオキサン <sup>*1</sup>	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)
1,1-ジクロロエチレン	6 (0.2%)	7 (0.1%)	- (-)	- (-)	- (-)
シス-1,2-ジクロロエチレン	19 (0.7%)	16 (0.3%)	- (-)	- (-)	- (-)
シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	- (-)	- (-)	22 (0.4%)	17 (0.3%)	11 (0.2%)
ジクロロメタン	0 (-)	0 (-)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
テトラクロロエチレン	138 (3.1%)	109 (2.3%)	99 (1.8%)	94 (1.8%)	83 (1.6%)
トリクロロエチレン	71 (1.6%)	41 (0.9%)	32 (0.6%)	49 (0.9%)	42 (0.8%)
ベンゼン	2 (0.1%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,2-ジクロロエタン <sup>*1</sup>	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1,1,1-トリクロロエタン <sup>*1</sup>	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
その他有機溶剤等 <sup>*1</sup>	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

表3-4 トリクロロエチレン等の水質基準超過井戸の対応状況(平成23年度)

年 度	対 応 状 況 <sup>*4</sup>							
	専 用 井 戸 <sup>*5</sup>				併 用 井 戸 <sup>*5</sup>			
	水道加入	煮沸	その他	計	飲用中止	煮沸	その他	計
平成 18	48	16	3	67	76	6	3	85
平成 19	127	21	2	150	43	6	2	51
平成 20	102	7	38	147	90	5	6	101
平成 21	124	13	36	173	101	2	3	106
平成 22	68	12	38	118	59	9	4	72
平成 23	1	3	6	10	42	10	3	55

注)

※1: トリクロロエチレン等とは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に規定する水道水質基準項目等のうち、四塩化炭素をはじめとする有機溶剤系物質項目である。1,4-ジオキサンについては平成19年度から集計している。

※2: 検査井戸数とは、原則としてトリクロロエチレン等のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。

※3: 超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。

※4: 基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況(飲用指導など)が確認された井戸の数を計上している。

※5: 専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。

- 各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

### ③ その他水質基準項目水質検査状況

表3-5 その他項目<sup>\*1</sup>の水質基準超過状況(平成23年度)

	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
検査井戸数 <sup>*2</sup>	21,573	19,439	19,371	18,641	19,488
基準超過井戸数(超過率 <sup>*3</sup> )	1,502 (7.0%)	1,852 (9.5%)	1,414 (7.3%)	1,406 (7.5%)	1,323 (7.6%)
ヒ素	228 (5.3%)	187 (1.0%)	172 (0.9%)	252 (1.4%)	265 (1.5%)
フッ素	410 (8.1%)	402 (2.1%)	320 (1.7%)	399 (2.1%)	324 (1.9%)
水銀	7 (0.3%)	4 (0.0%)	3 (0.0%)	14 (0.1%)	16 (0.1%)
六価クロム	41 (1.3%)	5 (0.0%)	12 (0.1%)	8 (0.0%)	6 (0.0%)
その他水質基準項目 <sup>*4</sup>	1,428 (6.1%)	1,847 (9.5%)	1,444 (7.5%)	1,701 (9.1%)	1,566 (9.0%)

表3-6 その他項目の水質基準超過井戸の対応状況(平成23年度)

年 度	対 応 状 況 <sup>*5</sup>					
	専 用 井 戸 <sup>*6</sup>			併 用 井 戸 <sup>*6</sup>		
	水道加入	その他の <sup>*7</sup>	計	飲用中止	その他の <sup>*7</sup>	計
平成18	84	102	186	175	48	223
平成19	151	66	217	234	73	307
平成20	140	197	337	90	24	114
平成21	129	89	218	92	18	110
平成22	97	200	297	140	9	149
平成23	13	222	235	129	145	274

注)

※1: その他項目とは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に規定する水道水質基準項目の内、①一般項目、②トリクロロエチレン等で調査した項目以外のヒ素、フッ素等の項目である。

※2: 検査井戸数とは、原則としてその他項目のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。

※3: 超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。

※4: その他水質基準項目とは、その他項目のうち、ヒ素、フッ素、水銀及び六価クロム以外の項目（鉄、マンガン、硬度等）である。

※5: 基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況（飲用指導など）が確認された井戸の数を計上している。

※6: 専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。

※7: その他とは、浄水設備設置、水源変更、煮沸、飲用制限等の措置を指す。

- 各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

#### ④ 全体（基準値超過井戸状況、対策状況）

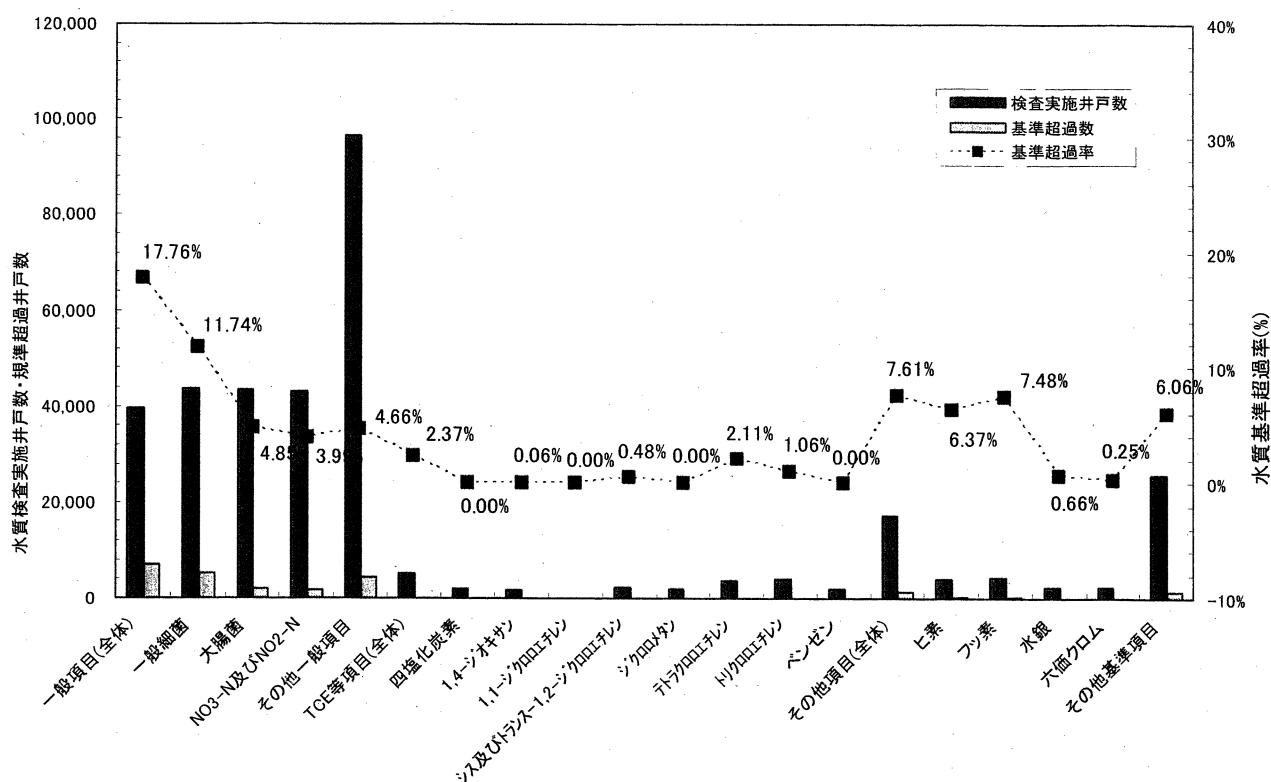


図3-1 飲用井戸等における項目別水質検査状況(平成23年度)

表3-7 規制種別による飲用井戸等の水質検査実施状況(平成23年度)

規制種別	区分	設置数	検査井戸数		
			一般項目	TCE等項目	その他項目
条例対象施設	公営	( 682 )	373	187	193
	その他	( 4,490 )	3,080	1,204	2,148
	小計	( 5,172 )	3,453	1,391	2,341
要対象・施設要領等	一般飲用井戸	352,079 ( 50,832 )	12,056	1,041	5,277
	業務用飲用井戸	35,117 ( 6,143 )	5,310	460	1,475
	その他の井戸	137,167 ( 45,802 )	2,942	377	1,961
	小計	524,363 ( 102,777 )	20,308	1,878	8,713
規制対象外施設	一般飲用井戸	117,445 ( 62,987 )	10,138	1,555	6,048
	業務用飲用井戸	4,246 ( 3,398 )	1,308	108	233
	その他の井戸	138,287 ( 9,279 )	4,105	88	1,776
	小計	259,978 ( 75,664 )	15,551	1,751	8,057
合計		789,513 ( 183,613 )	39,312	5,020	19,111

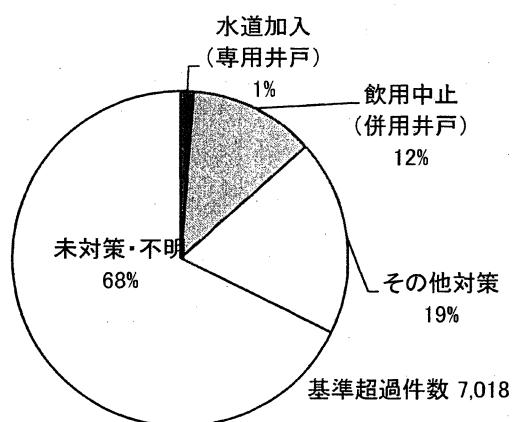
注)

一般飲用井戸とは、個人住宅、寄宿舎、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設。

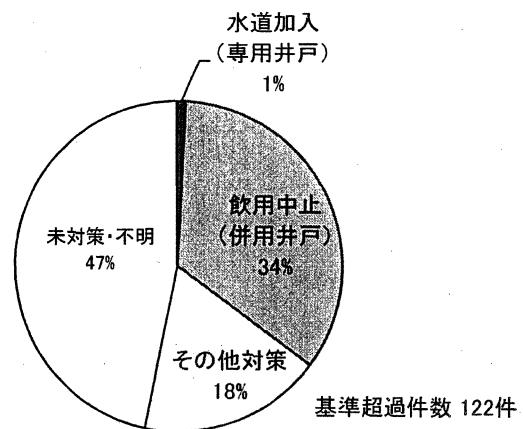
業務用飲用井戸とは、官公庁、学校、病院、店舗、工場等の事業所等に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設。

その他の井戸とは、一般用・業務用の区別ができない給水施設。

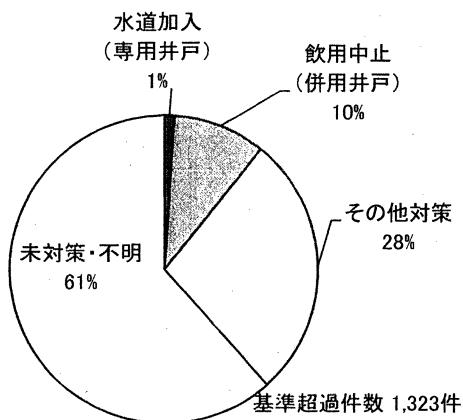
設置数のうち括弧内は、台帳等により実数が把握できている井戸数を示す。



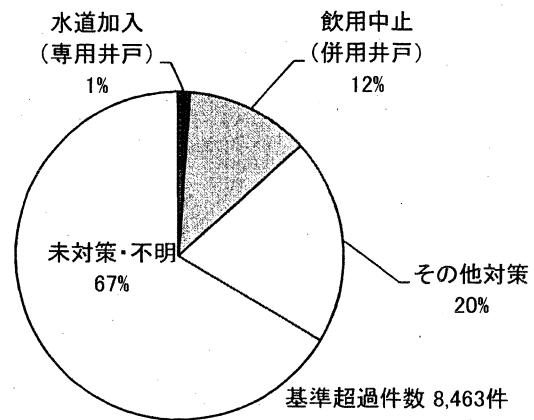
一般項目基準超過井戸対策状況



トリクロロエチレン等基準超過井戸対策状況



その他基準超過井戸対策状況



水質基準超過井戸対策状況

図3-2 基準超過飲用井戸の対策実施状況(平成23年度)

注) その他対策とは、表3-2, 4, 6に示す専用井戸の水道加入及び併用井戸の飲用中止以外の対策であり、専用井戸と併用井戸を合計したもの。未対策・不明とは、基準超過井戸のうち、その後の対応がなされていない又は把握されていないものを指す。

表3-8 都道府県等が実施した設置者への啓発・指導等の実施状況(平成23年度)  
啓発・指導等を実施した都道府県等数 (啓発・指導等を実施した割合)

核種対象	条例対象		要綱・要領等対象			対象外・未制定		
規制状況別都道府県等数	45		73			51		
啓発・指導等の内容	公営	その他	一般 飲用 井戸	業務用 井戸	その他の井戸	一般 飲用 井戸	業務用 井戸	その他の井戸
検査項目・結果への助言	21 (46.7%)	31 (68.9%)	43 (95.6%)	33 (73.3%)	26 (57.8%)	25 (55.6%)	13 (28.9%)	6 (13.3%)
周辺汚染情報の提供	14 (31.1%)	16 (35.6%)	19 (42.2%)	15 (33.3%)	14 (31.1%)	7 (15.6%)	4 (8.9%)	2 (4.4%)
条例等による水質検査の指導	22 (48.9%)	31 (68.9%)	23 (51.1%)	20 (44.4%)	11 (24.4%)	3 (6.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
設置届出指導	17 (37.8%)	24 (53.3%)	9 (20.0%)	8 (17.8%)	4 (8.9%)	1 (2.2%)	0 (0.0%)	1 (2.2%)
PRパンフレット	11 (24.4%)	15 (33.3%)	24 (53.3%)	17 (37.8%)	14 (31.1%)	9 (20.0%)	5 (11.1%)	3 (6.7%)
研修会、講習会	3 (6.7%)	5 (11.1%)	1 (2.2%)	2 (4.4%)	3 (6.7%)	1 (2.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

注)

※ 対象外・未制定とは、条例・要領等を制定している都道府県等が対象外施設に対して行った啓発・指導等と条例・要領等を制定していない都道府県等が行った啓発・指導等の合計。

表3-9 飲用井戸に係る条例・要綱等制定状況(平成24年7月現在)

都道府県	種類	施行日	対象施設	保健所設置市	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H1.5.1	全施設	札幌市	要綱	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
青森県	条例	S47.12.23	一般需要で100人以下又は、一般需要以外で30人以上100人以下	小樽市	要領	H1.1.20	全施設
	要領	S62.8.21	全施設	函館市	要領	H1.5.1	全施設
岩手県	条例	S33.7.10	1日の利用者が100人超	旭川市	要領	H18.4.1	全施設
	要領	H15.3.31	全施設	青森市	要領	H19.10.1	全施設
宮城県	条例	S50.7.1	30人以上	盛岡市			
秋田県	条例	S35.7.1	30人以上	仙台市	条例	S50.7.1	30人以上
	要領	S62.4.1			要綱	H12.4.1	30人未満
山形県	条例	S44.4.1	50人以上	秋田市	条例	S35.3.30	30人以上
	要領	H3.11.20			要領	H10.4.1	30人未満
福島県	条例	S54.10.1	50人超	郡山市	条例	H9.4.1	50人超
	要領	H1.10.1		いわき市	条例	H11.4.1	50人超
茨城県	条例	S56.4.1	50人以上及び賃貸住宅		要領	H12.4.1	50人以下
栃木県	条例	S38.10.8	50人以上の施設、学校	宇都宮市	条例	S38.10.8	50人以上
	要領	H1.6.15	50人未満		要領	H14.12.1	50人未満
群馬県	条例	S33.11.1	30人以上	前橋市	条例	H21.4.1	30人以上
埼玉県	条例	S32.3.30	50人以上又は10世帯以上	高崎市	条例	H23.4.1	30人以上
	条例	S37.6.1	50人以上	さいたま市	条例	S32.3.30	50人以上又は10世帯以上
東京都	条例	H15.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)	川越市	条例	S32.3.30	50人以上又は10世帯以上
	要綱	S62.10.1	全施設	千葉市	条例	H4.4.1	50人以上
神奈川県	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)	船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
	要綱	H19.10.23	全施設	柏市	条例	H20.4.1	50人以上
新潟県	条例	S33.3.31	30人以上	八王子市	要綱	H19.4.1	全施設
富山県	要領	H14.4.22	全施設	町田市	条例	H23.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
石川県	要領	S63.4.1	全施設		要綱	H23.4.1	全施設
福井県	要領	S63.4.1	全施設	横浜市	条例	H3.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
山梨県	要領	H14.12.4	全施設		その他	H16.10.28	専ら一戸の住宅
長野県	要領	H4.12.21	全施設(旅館等を除く)	川崎市	条例	H7.3.20	
	条例	H18.3.31	当水栓の吐出口の断面積が5cm <sup>2</sup> 以上		要綱	S62.12.8	専ら一戸の住宅
岐阜県	要綱	H15.4.1	全施設	横須賀市	要領	H23.4.1	全施設
静岡県				藤沢市	条例	H18.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
愛知県	要領	S62.4.1	全施設	相模原市	条例	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
三重県	条例	S41.7.5	50人以上	新潟市	条例	H12.4.1	
滋賀県	要領	H17.4.1	全施設	富山市			
京都府	条例	S24.3.22	業務用井戸及び10世帯以上	金沢市	要領	H16.4.1	全施設
大阪府	条例	S33.10.13	50人以上または1日最大給水量7.5m <sup>3</sup> 以上のもの	長野市	要綱	H11.4.1	20人以上
	要領	S60.7.1	50人未満かつ1日最大給水量7.5m <sup>3</sup> 未満のもの	要綱	H16.4.1	全施設	
兵庫県	条例	S39.4.1	50人以上等	岐阜市	要綱	H6.4.1	全施設
	要領	H23.4.1	全施設	静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
奈良県				浜松市	要領	H15.4.1	全施設
和歌山县	要領	H19.7.20	全施設	名古屋市	要綱	S52.1.1	受水タンクを有する建物
鳥取県	要領	H3.7.24	全施設	豊橋市	要領	H24.4.1	全施設
島根県				豊田市	条例	H12.4.1	食品営業施設
岡山県	要領	H1.4.1	全施設		その他	H16.1.12	全施設
広島県	要領	H22.4.1	全施設	岡崎市	要領	H18.9.4	全施設
山口県				四日市市	条例	S41.7.5	50人以上
徳島県	要領	S63.4.1	全施設	大津市	要綱	H21.4.1	全施設
香川県	要領	S63.7.16	全施設	京都府	要領	H2.10.29	全施設
愛媛県	要領	S62.7.1	全施設	大阪市			
高知県	要領	H24.7.12	全施設	堺市			
福岡県	要領	S63.4.1	全施設	東大阪市	要領	S63.4.1	50人未満かつ1日最大給水量7.5m <sup>3</sup> 未満のもの
佐賀県	条例	S35.11.1	50人以上	高槻市	要領	H15.4.1	
長崎県				神戸市	条例	S39.4.1	50人以上
熊本県				尼崎市	要綱	H20.2.1	全施設
大分県	条例	S33.11.1	50人以上	西宮市	条例	S39.4.1	50人以上
	要領	H16.4.1	全施設	姫路市	条例	S39.4.1	50人以上
宮崎県	要領	S62.4.1	全施設		その他	H8.3.19	全施設
鹿児島県				奈良市			
沖縄県				和歌山市			
特別区	種類	施行日	対象施設	岡山市	市(要領)	H6.4.1	全施設
新宿区	要綱	S62.11.18	全施設	倉敷市	(要領)	H21.5.22	全施設
目黒区	要綱	S63.4.1	全施設	広島市	要領		
大田区	その他	H10.7.1	全施設	吳市	(要領)		
北区	要綱	S63.6.1	全施設	福山市	要領	H10.4.1	全施設
足立区	要綱	H17.4.1	全施設	下関市			

特別区23区のうち、この他の18区は飲用井戸等の管理に関する要綱等を策定していない。( )は、国の要領や県の条例・要領等を適用しているもの。